

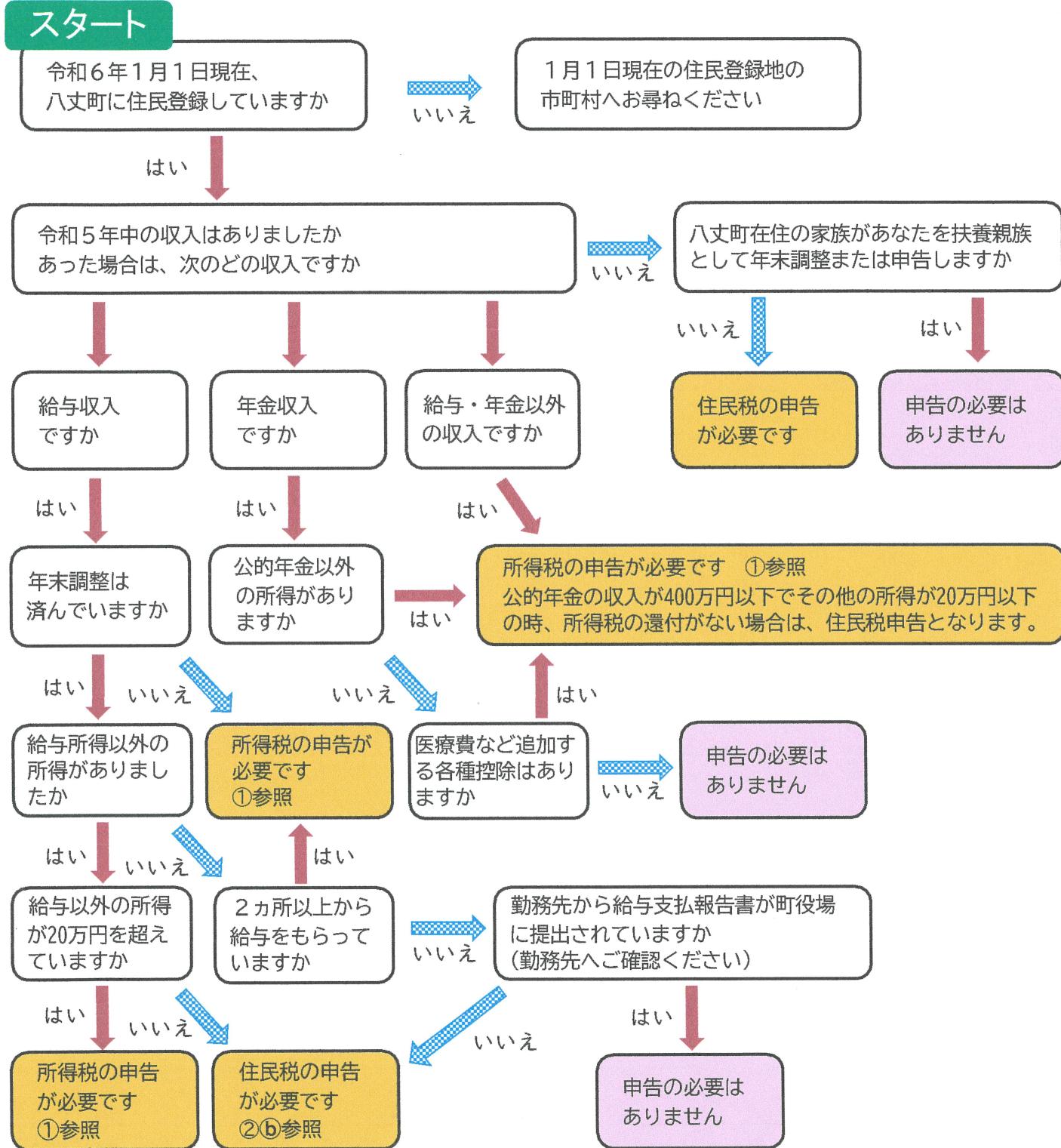
□申告が必要か確かめてみましょう

はい

いいえ

⚠ 注意：このフロー図は、一般的な例を示しています。

フロー図により申告が必要ないとされた方でも、所得税の納付または還付が生じる場合や国民健康保険税などの軽減判定やその他の行政サービスを受けるうえで、申告が必要となることがあります。



【参照】

① 所得税の確定申告が必要です

所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。

確定申告書の『住民税・事業所税に関する事項』欄に該当があれば必ず記入してください。

② 住民税の申告が必要です

①収入がなかったことを申告してください。

⑤所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

(所得金額が所得控除の合計額より小さい時)

住民税申告書の手引き

1. 収入金額…令和5年中の収入にすることが確定した金額を記入してください。

2. 所得金額…収入金額から、必要経費等を差し引いた金額を記入してください。

必要経費：収入を得るための経費に限られ、日常家事に要した生活費は含まれません。

営業等 アおよび①	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・運輸業・修理業・サービス業などの営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・外交員・集金人・大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる収入・所得を指します。 必要経費として租税公課、雇人費、地代、減価償却費など収入を得るために支出したもの
農業 イおよび②	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得 必要経費として租税公課、雇人費、地代、減価償却費など収入を得るために支出したもの
不動産 ウおよび③	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などによる収入・所得を指します。 必要経費として修繕費、損害保険料、固定資産税、減価償却費など
※営業、農業、不動産所得については、収支内訳書も提出してください。収支内訳書は八丈町役場税務課や税務署に備えてあります。	
利子 エおよび④	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得 *必要経費はありません。
配当 オおよび⑤	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剩余金の分配などの所得 収入金額：源泉徴収税額が差し引かれる前の金額 必要経費は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子 なお上場株式等に係る配当（所得説 15.315%、住民税 5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。
給与 カおよび⑥	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）で、源泉徴収票の添付が必要です。 給与所得金額は、『給与所得金額計算表』で算出してください。 特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。
雑 キおよび⑦ クおよび⑧ ケおよび⑨	公的年金等 キおよび⑦ 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額計算表』で算出してください。
	業務 クおよび⑧ 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入します。
	その他 ケおよび⑨ 互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金などによる所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは生命保険会社等の支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは各項目ごとに、必要経費（交通費、資料作成費等）を差し引いてください。
総合課税の譲渡 コ、サおよび⑩	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 取得の日以後保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。
一時 シおよび⑪	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得 保険会社等が発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入（受取金額）から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

扶養控除	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に控除されます。(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)							
	区分	控除額	該当者					
	一般扶養親族	330,000円	平成20年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く					
	特定扶養親族	450,000円	平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方					
	老人扶養親族	380,000円	昭和29年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)					
	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方					
障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。 ※被扶養者のマイナンバーを記入してください。								
16歳未満の扶養親族	前年の12月31日現在、あなたと生計を一にする親族のうち、平成20年1月2日以後に生まれた方で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 (他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く) ※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。障害者控除については、障害者控除の欄を参照。							
障害者控除	前年の12月31日現在、あなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除されます。							
	区分	該当者	控除額					
	①普通障害	身体障害者手帳3~6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など	260,000円					
	②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円					
	③同居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	530,000円					
※手帳の提示が必要です。郵送の場合はコピーを添付してください。								
前年の12月31日現在、下記に該当する場合は申告書の「⑯□ 寡婦控除」または「⑰□ ひとり親控除」のいずれかに✓を記入してください。 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外。								
寡婦控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合</td> <td rowspan="2">260,000円</td> </tr> <tr> <td>② あなたが夫と死別した後再婚していない(または夫の生死が不明な)方で、合計所得金額が500万円以下の場合</td> </tr> </tbody> </table>			該当者	控除額	① あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合	260,000円	② あなたが夫と死別した後再婚していない(または夫の生死が不明な)方で、合計所得金額が500万円以下の場合
	該当者	控除額						
① あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合	260,000円							
② あなたが夫と死別した後再婚していない(または夫の生死が不明な)方で、合計所得金額が500万円以下の場合								
本人控除 ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない(または夫または妻の生死が不明な)方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合</td> <td rowspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>② あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合</td> </tr> </tbody> </table>			該当者	控除額	① あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない(または夫または妻の生死が不明な)方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合	300,000円	② あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合
	該当者	控除額						
① あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない(または夫または妻の生死が不明な)方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合	300,000円							
② あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子)があり、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下である場合								
障害者控除	あなたが上記障害者控除欄の①②と同じである場合。							

勤学控除	該当者	控除額
	あなたが学生・生徒で令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。※学生証等の証明書の添付が必要です(郵送時はコピーを添付)。	260,000円
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。		
基礎控除	合計所得	控除額
	~24,000,000円	430,000円
	24,000,001円~24,500,000円	290,000円
	24,500,001円~25,000,000円	150,000円
	25,000,001円~	0円

□記載要領 申告書（表）

①申告者について

申告者の住所、氏名、個人番号などを記入してください。

電話番号は日中連絡がとれる番号（携帯番号可）を記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和6年1月1日の住所が現住所と違う場合に記入してください。

②1.収入金額について

収入の種類ごとに収入金額を記入してください。

③2.所得金額について

手引き2ページ以降の所得金額の計算方法等をもとに金額を計算し、種類ごとに記入してください。

④3.4所得から差し引れる金額に関する事項について

源泉徴収票があれば、記載されている控除を記入してください。源泉徴収票に記載がない控除があればそれも記入します。手引き3ページ以降を参考に控除額を求め記入します。

⑤5.所得のなかった人について

令和5年1月1日から12月31日の1年間に収入のなかった人は、必ずこの欄に記入と当てはまる□に✓（チェック）を入れてください。

□記載要領 申告書（裏）

⑥6.町都民税の納税方法について

給与や公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある場合、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する町都民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付（普通徴収）かを選択できます。

希望する方法の□に✓（チェック）を入れてください。

⑦7.給与収入について

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は月別の収入金額や賞与額等を記入し、給与収入の合計額を申告書（表）の収入金額等の給与欄（カ）に記入してください。

⑧8.事業・不動産所得について

別用紙の收支内訳書等を提出してください。收支内訳書等は八丈町役場税務課や税務署に備えてあります。また国税庁HPからもダウンロード出来ます。

⑨9.配当所得について

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額を記入してください。「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額を記入してください。

⑩10.配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項について

上場株式等の配当等で支払時において町民税・都民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

⑪11.事業専従者に関する事項について

生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限る）で、あなたの事業に専ら従した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、生年月日、個人番号、専従者給与（控除）額、従事月数を記入してください。（専従させた期間が6ヶ月を超えた場合、必要経費として控除できます。）

白色申告の場合は、その事業専従者 1人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000 円（配偶者以外の場合は 500,000 円）が限度

イ 事業専従者控除額を差し引く前の所得金額 ÷ (数 + 1)

⑫13.公的年金等以外の雑所得について

種目には、原稿料、シルバー人材センター分配金、個人年金などと記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

業務に係る雑所得（ク、⑧）

原稿料、講演料又はシェアリングエコノミーなどの副収入による所得

その他の雑所得（ケ、⑨）

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など公的年金等及び業務以外のものによる所得

⑬15.寄附金に関する事項について

令和5年中に次のアからウの団体に対して支払った寄附金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、アの団体に支払った寄付金のうち「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについては、申告書を提出することで特例の適用を受けることができなくなります。寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附金もあわせて申告し、寄附金の受領証を添付してください。

ア 都道府県、市区町村分

イ 東京都共同募金会、日赤東京都支部分

ウ 条例指定分（八丈町）

※分離所得（土地、建物等の譲渡、先物取引等）がある人は、税務署へ確定申告をしてください。

（少額所得で確定申告不要の人は、ご相談ください。）